

# 平成29年第1回臨時会議事日程（第1号）

平成29年5月8日（月）

午後2時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 5 議案第23号 工事請負契約の締結について（平成28年度～平成29年度 吉富町役場庁舎増改築工事）
- 日程第 6 議案第24号 固定資産評価員の選任について

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	5月8日	月	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成29年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成29年5月8日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	5月8日 14時00分		
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明	
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦	
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子	
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋	
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 今富壽一郎 企画財政課長 奥田 健一	総 務 課 長 守口 英伸 税 務 課 長 小原 弘光	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志 書 記 太田 恵介		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午後 2 時 00 分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 10 名で定足数に達しております。

ただいまから平成 29 年第 1 回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に横川議員、花畑議員の 2 名を指名いたします。

---

#### 日程第 2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期はお手元に配付の会期日程表案のとおり、本日 5 月 8 日の 1 日間としたい思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 5 月 8 日の 1 日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

---

#### 日程第 3. 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

#### 日程第 4. 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

#### 日程第 5. 議案第 23 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度～平成 29 年度 吉富町役場庁舎増改築工事）

#### 日程第 6. 議案第 24 号 固定資産評価員の選任について

○議長（若山 征洋君） 日程第 3、議案第 21 号から日程第 6、議案第 24 号の 4 議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第 21 号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。

議案第23号工事請負契約の締結について（平成28年度～平成29年度 吉富町役場庁舎増改築工事）。

議案第24号固定資産評価員の選任について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、こんにちは。本日、平成29年第1回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件2件、契約案件1件、人事案件1件の計4案件について御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第21号は、専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、4月1日付で一部が施行され、これに準じて吉富町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成29年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第22号は、専決処分の承認を求めることについてであります。前議案同様、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、4月1日付で一部が施行され、これに準じて吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成29年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第23号は、工事請負契約の締結についてであります。平成28年度から平成29年度吉富町役場庁舎増改築工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行い、議案書にありますとおり西日本土木株式会社が契約相手予定者に決定したので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、固定資産評価員の選任についてであります。平成29年4月1日付の職員人事異動で税務課長に異動があったので、前課長の後任として現課長小原弘光を本町固定資産評価員に選任したいので、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案についてはいずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の

上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第21号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の1ページをお願いします。よろしくをお願いします。

議案第21号専決処分の承認を求めることについて、御説明します。

本議案は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が平成29年3月31日に公布され、吉富町税条例の一部改正が平成29年4月1日施行により必要になりましたので、平成29年3月31日に専決処分を行いました。よって、専決内容について報告し、承認を求めます。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明します。

1ページをお願いします。第33条は特定配当所得等の住民課税方法を明確にするための規定整備であります。

3ページをお願いします。第34条の9は第33条の改正に伴う所要の規定整備であります。同じく3ページをお願いします。第48条は地方税法改正に伴う規定整備であります。語句の変更等による規定整備であります。

続きまして7ページをお願いします。第50条は地方税法改正に伴う規定整備であります。

9ページをお願いします。第61条は震災時滅失による対外償却資産等の固定資産税課税特例の規定整備であります。同じく9ページをお願いします。第61条の2は家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で用いる家屋償却資産の固定資産税課税を現行と同様に国の示す標準である2分の1とする特例の規定整備であります。

10ページをお願いします。第63条の2は、居住用超高層建築物の税額按分方法の補正手続に関する規定整備であります。同じく10ページをお願いします。第63条の3は被災市街地復興推進地域に指定された場合の共有する土地の税額按分方法に関して明確化する規定整備であります。

13ページをお願いします。第74条の2は被災市街地復興推進地域に指定された場合の被災住宅用地等の課税特例の申告に関する規定整備であります。

14ページをお願いします。ここからは附則であります。附則第5条は控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定整備であります。同じく14ページをお願いします。附則第8条は肉用牛の売却の課税特例の適用期限を延長するための規定整備であります。3年間の延長となっております。

続きまして15ページをお願いします。附則第10条は引用先であります地方税法の条番号変更に伴う規定整備であります。同じく15ページをお願いします。附則第10条の2は、企業主導型保育事業に用いる設備の固定資産税課税標準を評価額の2分の1とし、緑地管理機構が運営する市民公開緑地の土地について課税標準を評価額の3分の2とする特例の規定整備であります。

17ページをお願いします。附則第10条の3は耐震改修を行った住宅の固定資産税の軽減のための申告書に関する規定整備であります。

飛びまして22ページをお願いします。附則第16条は軽自動車税のグリーン化特例、軽自動車税の軽減であります。2年延長するための規定整備であります。

続きまして24ページをお願いします。附則第16条の2は軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定整備であります。

25ページをお願いします。附則第16条の3は町長が特定上場株式等の配当所得等について、提出された申告書で課税方法を決定することができることを明確化するための規定整備であります。

26ページをお願いします。附則第17条の2は優良住宅造成のための長期譲渡所得に係る課税の特例を3年間延長するための規定整備であります。

27ページをお願いします。下のほうになりますが、附則第20条の2は、町長が特例適用配当所得等について同じく提出された申告書で課税方法を決定することができることを明確化するための規定整備であります。

28ページをお願いします。この下のほうになります。附則第20条の3は、町長が条約適用配当所得等につきまして提出された申告書で課税方法を決定できることを明確化するための規定整備であります。

議案書の10ページをお願いします。下から5行目からは附則であります。本条例の施行日は平成29年4月1日となっています。ただし、今説明しました附則第5条の改正規定につきましては、平成31年1月1日となっております。

11ページをお願いします。上から6行目ほど、第2条です。第2条は、町民税に関する改正規定の適用について規定しております。

続きまして、第3条は固定資産税に関する改正規定の適用について規定しております。

12ページをお願いします。中ほどです。第4条は軽自動車税に関する適用について規定しております。

13ページをお願いします。附則の第5条は吉富町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第5号）を、第2条の改正により附則第16条の2の規定を平成31年10月1日施行で削除とするための規定整備であります。

続きまして、附則第6条は吉富町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第6号）の附則第6条の表の一部の語句を変更するための規定整備であります。

以上で、説明が終わりましたので、御承認をよろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく申し上げます。

また、質問者・答弁者の発言は挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。

今、るる御説明を受けましたが、今回の条例改正について、法に基づいての改正案というふうにお聞きしているんですが、当町、吉富町独自の改正部分というのがあるか、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 町独自の規定整備については一切ありません。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと1件お聞きしたいんですが、別紙の分の15ページに、10条で緑地何とかという話をさっき説明されたんですけど、これは例えば吉富町ではどっか対象になるところがあるのか、どういうところを対象という、ちょっとイメージか湧かんのやけど、そこだけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 私も今、具体的なイメージとして上がるものはないんでありますが、もう少し詳細を説明しますと、まず緑地管理機構、これは町長が指定した社団法人・財団法人・NPO法人、そういう方々が持つ土地で、町と言いますか、市街地の緑地推進を目指し目的とした会社、そういうものを緑地管理機構として認められるようであります。

そして、これにつきましては現行、契約によって地方公共団体と、今言いましたような民間の方が契約によって今までは設置されてるみたいであります。市民公開緑地として利用されているようではありますが、今後につきましては町長が認定することで、要するにより機動的に緑化が推進されるということで、もとの法律のほうが変わったみたいで、これにつきましては税のほうもより機動的にそういう緑地が推進するようにこの条例規定で3分の2の軽減を図ってるようで

あります。

具体的なイメージはちょっと今、私が言えるのはその範囲でしかありません。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書14ページをお願いします。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が平成29年4月1日施行により必要となりましたので、平成29年3月31日に専決処分を行いました。よって、吉富町国民健康保険税条例の一部改正条例の専決処分について報告し、承認を求めるものであります。

詳細を資料ナンバー1の新旧対照表で説明します。34ページ、一番最後のページをよろしくお願いします。

第23条は、第2号において5割軽減となる軽減判定所得の算定において、被保険者1人当た



りの加算額を26万5,000円から27万円に改正し、第3号にて2割軽減の被保険者1人当たり加算額を48万円から49万円に改正するための規定整備であります。

議案書の16ページをお願いします。

附則第1項、本条例の施行日は平成29年4月1日となっております。

附則第2項、改正後の規定は平成29年度国民健康保険税から適用いたします。

以上で説明を終わりましたので、御承認をよろしくをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明ありました。これは低所得者、いわゆる軽減がある方が割り増し加算というか、金額が上がるんで、結局、軽減額が上がるということだと思んですが、これ、30年から吉富町は県のほうに保険が移行されるわけやけど、そのときにこの部分は別に問題はない、問題というか何も変わることはないんですか、今のまま、このままでいくんですか。もう来年の話なんで、ちょっとその辺を確認したいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今、私の知る範囲では、この軽減等の大きな変更はないものと聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

続きまして、日程第5、議案第23号工事請負契約の締結について（平成28年度～平成29年度 吉富町役場庁舎増改築工事）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書17ページをお願いいたします。

議案第23号工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、平成28年度から平成29年度吉富町役場庁舎増改築工事。2、工事場所、吉富町大字広津226番地1ほか1筆。3、契約方法、随意契約。4、契約金額、2億4,516万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,816万円。5、相手方、大分県豊後高田市新地1071番地西日本土木株式会社代表取締役隈田英樹。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するにあたり、平成29年4月26日に見積書を徴したところ、資料ナンバー2見積もり結果調書のとおり予定価格の範囲内で見積書が提出され、西日本土木株式会社が契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するにあたり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回なので、まず3点お願いします。

不調が3回続いた原因。全協等で一定、話は聞いてるんですけど、不調が3回続いた原因をどのように考えておられるのか。2点目は、今後の問題として、その改善策、対応をどのように考えておられるか。3点目は、先ほど全協で、工期が30年の3月28日ということでした。

12月議会の補正予算の審議の際に、工期は確か1年くらいって言うふうに言われたと思うんですね。この工期が1年ぐらいとされてたことと、今回、1年ありませんよね。このことの整合性をどのように考えておられるのか。3点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

入札が3度成立しなかったという理由につきましては、全員協議会の中でも御説明をいたしま

したとおりでございますが、現場のヤードが狭くて工事に、違う、見えないところの工事があるということが大きな原因の1つだと思います。それと、今、熊本地震による工事の受注が多くて、そちらのほうに技術員が配置されておりまして、こちらに配置できないというような原因が大きなところではあったというふうに思っております。

これにつきまして、今後ですけれども、そのようなこういった狭いところであるということは、もうちょっとどうしようならない状況でございましたので、これについてはこの改善ということもなかなか難しいところでございます。入札の不調については、以前は1社でもという形で入札を執行してたんですが、議会のほうでもやはり1社では競争原理が働かないのではないかとということで、2社以上参加しないことには成立しないというふうにいたしました。これについては今後、庁舎内でもっと議論を進めていきたいというふうに思っております。

3点目の工期でございますが、工期につきましては3月、来年30年の3月28日までということで入札に付しました。その結果、この工期でも業者はできるということで参加をしておりますので、先ほど言われたように1年ぐらいかかるというふうなことを申し上げましたが、かなり余裕があった1年だというふうに私も思っております。ですから、早急に本契約を行えば、3月28日までには確実に完成するというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全協の間ではもっとたくさん、原因とか今後の対応策とか言われたと思うんですけども、そのことも参考にしながら考えていきたいと思っております。

その中で、予定価格ですね、予定価格については適切だったというふうにお考えなんでしょうか、ということが1つですね。

それから、工期に関してなんですけれども、1年というのは余裕があって、来年の3月28日までの工期で十分であるというふうに考えているということでした。

国土交通省が出しています公共建築工事における工期設定の基本的考え方というのがありましたので、読んでみました。それには、28年に公共工事の品質確保の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針、これが改正された。それで、発注者に適切な工期を設定するよう努めることというのが規定されたとありました。それが最初に、初めにという言葉があったんですけど、ずっと読み進めていきますと、品質の確保、担い手の育成、確保のためにも現場の就労環境の改善が必要不可欠で、発注者の責務として週休2日の確保等を含めた適切な工期の設定に取り組む必要があるということも述べられておりました。

3月28日までの工期を考える中で、こういったことも考えた上でされてるんでしょうか。あ

るいは業者と最初1年だったのが短くなった、業者ともこの辺の就労環境というんでしょうか、現場の、その辺のことも考慮した上で、これはやれるというふうに判断しておられるのでしょうか。これ2点目ですね。ちょっともう3回しか言えないので、もう1つは、工期を当初予定どおりに1年とって、また次年度に繰り越すことについて何かデメリットはあるんでしょうか。その点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、予定価格でございます。1回目、2回目の入札において技術職員が配置できないという理由のほかに、価格がちょっとこれではできないという理由で辞退された方がいらっしゃいましたので、十分精査した上で設計見直しをし、全員協議会の場でも、議会の場でも、補正予算をお願いしたところでございます。今度3回目につきましてはこの予定価格はもう適正で十分だというふうに認識しております。

2点目、工期につきましては設計業者も来年の3月28日までには十分できるだろう。今回、随意契約の相手方となった業者とも話しましたが、十分できるというふうに話をしております。

3点目、繰り越しですけども、これ実は平成28年の、債務負担行為で予算を組んでおります。実は、債務負担行為は1年しか繰り越せないという決まりがございまして、29年度中にどうしてもしなければならないという事情も1つございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） それができない場合はどうするんですか、できない場合。できないことってありますよね。何ぼ今年度中に。ちょっと待ってください、いくつか聞くので。それができない場合に、今の話を聞いてると、余裕があったっておっしゃるんですけども、どうしても今年度中にしなければならないという、そこにもうこの既定があるがために、言ってらっしゃるんじゃないかなというようにちょっと危惧を覚えたんですね。それができなかった場合に一体どうなるんでしょうか。

それ、できないことだって人間のすることだから、あると思うんですね。自然なことも、自然災害とかもありますしね、どうなるのかということと、もう1つは、さっき言いました、工期設定の基本的な考え方をずっと読んでいく中に、私、前にお尋ねしたと思うんですけど、役場っていうのはとてもあそこ狭いところで、特に民家が密集してますよね。音もするだろうし、それから交通規制もあるだろうと思うんですね。大変住民の皆様には迷惑をかけることになるので、地元の方への説明会というんですか、説明をして協力を求めるということが必要じゃないですかということをお尋ねしたけれども、自治会長さんと近隣何件かには話をするけれども、してるけれ

ども、広津下区ですかね、に対しての説明会とか考えてないっておっしゃったんですね。

でも、やっぱり、先ほど言いました文書を読みますと、工期を確保するときに、考えるときに、必要なこととして、やっぱり近隣と関係者への説明・調整に要する期間、工期を考えるときにこの期間をやっぱり考えて取りなさいよということを書いてあるんですよ。だから私、本当に、これ、長期間に渡りますし、いろんなことで御迷惑をおかけすると思うので必要だと思うんですけど、その点、どうでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 工期につきましては業者とも十分話をして、大丈夫だというふうに聞いておりますので、この工期内にできるというふうに思っております。（「できなかったらどうするんですかって聞いてるんです」と呼ぶ者あり）財政的にあと事故繰越という手段になるのかというふうに思います。基本的には債務負担行為は一度繰り越したらその年度内、繰り越した年度内に執行しなければいけません、事故繰越という手段が検討されるかなというふうに思います。ですけど、工期内に必ず、3月28日までに完成をするというふうに思っております。

あと、住民説明会につきましては、広津下全体の住民説明会をしても、遠くの人あまり意味がないかなというふうに思っております。

したがって、近隣の住民の方には十分説明をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員の質問、質疑を聞いてたんですが、1点確認したいんですが、今回の工期が3月28日というふうな説明を聞きました。1回目、2回目、3回目の入札の条件ではいつだったのでしょうか。

それと、もしそれと違うのであれば、これは随契の場合に条件が違うんで、条件について問題は後で出ないんですかね。その点が1点ですね。

今、同僚議員が聞かれてたんですが、工期を、予定では業者は十分であると。もともと2月28日だったものが3月28日まで1カ月延びてるから、入札4月17日から考えても1カ月延びて、結局一緒なんで、できるという前提なんだろうけど、1回目、2回目、3回目が、当初の予定ではできると思ってたら入札が流れたんですね、これ。だから、いつ何があるかわからない。そういうこともあるかもしれない。

仮に、これが3月末までで完成ができなかった場合。そのときに、今言った事故繰越云々じゃなくてこれは補助メニューも入ってますよね、そこはどうなるんでしょうか。その2点をちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1回目、2回目の工期については、確か2月の28日でございます。3回目のときに、3月28日まで延ばして3回目、延ばしました。3回目の時点で工期を3月28日にいたしております。（発言する者あり）確認します。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。再開は14時55分。

午後2時43分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、ちょっと時間が早いですけど、再開したいと思います。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど私の質問で、済いません、3回目の入札会が3月28日じゃなくて2月28日じゃなかったかというふうな説明しましたが、済いません、それは私の勘違い、3月28日になってます。

ですが、その分はもう済いません、訂正させてください。その後、3月28日以降に延びた場合の分に関しては、そのまま質問を続けます。

○議長（若山 征洋君） わかりました。執行部の確認結果は。もうそれでいいんか。（「ちょっとそれだけしか頭になかったんで。そればかり」と呼ぶ者あり）

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3月28日で一応、工期を決めました。でも、もし延びる可能性というのが今までの入札でも3回もあったんで、可能性、あるんじゃないかと。その場合、どうするんかという質問、先ほど言われてたけど、そのときは、じゃあ事故繰越しますと、事故繰越じゃったっけ、しますと言ったけど、この中には補助メニューが入ってるんよね、一部。だから、そこの部分はそれも可能なのか、問題はないのか、ちょっとその点を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の庁舎の工事の財源につきましては、補助金はございません。全て起債と一般財源になっておりますので、起債であれば繰り越しても大丈夫だというふうに認識しております。

以上です。（発言する者あり）

3階部分は緊急防災減債事業債、起債でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） よくわかりました。

ちょっと確認のため、もう1件聞きたいんですけど、3月28日っていうのは一応日付を見ると水曜日。一応、残り2日ぐらいあるんでしょう。これは工期が終わった後に受け渡しというのが多分、あるよね。その後で決まるんやろうけど、それはもう工期が年内に終わっとけば、その後の補助とか、そういうものには何の問題もないのかな。この繰り越しに関係ないのかな。受け渡しの検査とか何かいろいろあるよね。あれがもうそんな1日、2日で、一応、余裕取っとるのかなとは思ったんよ。30日にしてないのはそういう意味なんかなとは思ったんよね。その辺の確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 28日までに工事を完成していただいて、年度内に引き受けをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質疑を聞いていてなかなかいい話ちゅうか、腑に落ちるところもありました。

それで、今、先ほど事故繰越という新しい言葉が出たと思いますが、それならば、今言った補助メニューもないから大丈夫なんだということでしたが、デメリットちゅうか、何かほかにございませんか。仮に、延びても事故繰越という方法があるんで何とかできるんだということだろうと思いますが、事故繰越に対する何かないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、それ、仮定の話でございまして、私たちは3月28日までに確実にできるというふうに思っております。もし、そうなったときはどうなるかということで、そういった場合は特例的に事故繰越という形を取らせていただきますというお話をさせていただいたところでございます。今のところ答えられるのは、そのくらいでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、行政には想定外という言葉は、今はもう死語と、使ってはいけないということだろうと思うんですが、ですから最悪、なったときにはこういうことがありますから、しかしながら、工期は3月28日で納めるように努力しますと、そういうことを言っただけであればいいと思うんです。もう一度、確認ですが、よろしくをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 来年の3月28日までに確実に工期を終わらせたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そう言って、第1回目も第2回目も行ったんですよ、第3回目も行ったんですよ。これ、想定してなかったんでしょう。想定してなかったことが起こったわけです。だから、わかりますよ。だから、私たちもその執行部の苦しいところはよくわかるんですが、最終的には事故繰越ということがあります、それにはデメリットはございませんとか、というようなこと、ちょっと言っていたいただければ納得できます。もう1回、それ、できませんか、どうぞ。これで最後です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 来年の3月28日までに工事を終わらせたいというふうに思っております。想定外、想定外の事態が起きたときは、その時点で事故繰越ということを検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最初に言われた、その1年くらいという工期が余裕があるというふうな答弁がありました。私個人は、こういう工事でどのくらいの工期が必要なのかというのは本当に正直なところ、わかりません。ですから、ある意味、それを信用しなければならないのかなとも思います。しかし、先ほどまたいろんな事情の中で、今年度中に工事を完成させなければならないということも述べられました。

今、賛成討論するに当たって、私が先ほど述べました、国が出している基本的な工期の考え方の中にあるように、品質の保証、それからそこで働く人たちの労働環境、そのことも考えた上で、十分な工期を取っていただけるよう、取っていくべきだということも主張した上で、そのことも



想定されるという答弁でしたので、そのことを主張して、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この役場庁舎を今回、増改築という形ですること自体に今回、述べるつもりはありません、契約案件ですから。

ただ、契約が決まった以上は、とにかく町民の安全というものはもちろん十分配慮されるでしょうが、その町民から血税をもらって公務に従事する職員たちの健康、これも大事だと思います、と安全ですね。あとは職場の環境、この工事の期間中は、やはり出入りだとかいろいろな形で問題も出ると思います。職員たちの仕事もこの分だけロスが出るかもしれない。そういうことがないような配慮を十分していただいた上で、工事を進めていただきたいと、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そもそも、この役場は町民にとって非常に使いづらいとかいうこともあったし、この際、防災の拠点にもしたいという、そういう執行部の改築趣旨でありますので、工事が始まるということは非常に町民にとってメリットがあることだろうと思います。るる工事中の事故のないように、速やかに立派な工事ができるように期待をいたしまして、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論、もうありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号工事請負契約の締結について（平成28年度～平成29年度 吉富町役場庁舎増改築工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

小原税務課長は退席をされてください。

[小原税務課長退席]

○議長（若山 征洋君） 担当課長に説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書18ページをお願いいたします。

議案第24号固定資産評価員の選任について。吉富町固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字今吉62番地3。氏名、小原弘光、昭和38年11月10日生まれ。4月1日付の職員人事異動で税務課長に異動があったので、退職された前税務課長峯本安昭さんの後任として現税務課長小原弘光さんを本町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号固定資産評価員の選任については、同意することに決しました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時04分閉会

---